

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名	
円			円
試験研究費の額	1		平均売上金額 (別表六(十)「5」)
調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、 別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	2		平均売上金額の10%相当額 $(12) \times \frac{10}{100}$
比較試験研究費の額 (別表六(十)「10」)	3		平均売上金額の10%相当額を 超える試験研究費の額 (1) - (13)
試験 研究 費 の 増 加 額 に 係 る	4		試験研究費割合 $\frac{(1)}{(12)}$
基準試験研究費の額 (別表六(十)「11」)	4		超過税額控除割合 $(15) - \frac{10}{100} \times 0.2$
増加試験研究費の額 (1) - (3) (1) ≤ (4)の場合は0)	5		平均売上金額の10%相当額を 超える試験研究費の額に 係る税額控除限度額 (14) × (16)
増加試験研究費割合 $\frac{(5)}{(3)}$	6		当期税額基準額 $(2) \times \frac{10}{100}$
試験に係る研究費額の 増加割合 (6) ≥ 30%の場合	7	0.3	当期税額控除可能額 (17)と(18)のうち少ない金額
(6) < 30%の場合 (6)	8		試験研究費の増加額に 係る税額控除限度額 (5) × ((7)又は(8)) (5) ≤ ((3) × $\frac{5}{100}$ )の場合は0)
試験研究費の増加額に 係る税額控除限度額 (5) × ((7)又は(8)) (5) ≤ ((3) × $\frac{5}{100}$ )の場合は0)	9	円	当期税額控除可能額 (11)の金額又は(19)の金額
当期税額基準額 $(2) \times \frac{10}{100}$	10		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の④」)
当期税額控除可能額 (9)と(10)のうち少ない金額)	11		法人税額の特別控除額 (20) - (21)
			円

御注意 「比較試験研究費の額3」が零の場合には、「増加試験研究費割合6」は記載せず、「試験研究費の増加額に係る税額控除限度額9」には、「(5)×(7)」として計算した金額を記載してください。

## 別表六（九）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第7項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》又は平成29年改正前の措置法（以下「平成29年旧措置法」といいます。）第42条の4第4項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「当期税額控除可能額<sup>20</sup>」は、措置法第42条の4第7項又は平成29年旧措置法第42条の4第4項第2号の規定の適用を受ける場合には「(11)の金額又は」を消し、同項第1号の規定の適用を受ける場合には「又は(19)の金額」を消します。